

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和6年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時

間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分) とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

2 給与制度のアップデート関係

(1) 給料表

ア 1の(1)による改定後の給料表を別記第2のとおり改定すること。

イ 新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員(教育職給料表(二)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)、海事職給料表及び福祉職給料表の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、職員の給与に関する条例第5条第6項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 諸手当

ア 扶養手当について

(ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額(扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関

する条例第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。

(イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

イ 通勤手当について

(ア) 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度額を設定し、当該額を150,000円とすること。

(イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(ウ) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。

ウ 単身赴任手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

エ 管理職員特別勤務手当について

(ア) 職員の給与に関する条例第8条の2第1項に規定する職にある職員、第一号任期付研究員又は特定任期付職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円

を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

オ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

職員の給与に関する条例第10条の3の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を定年前再任用短時間勤務職員に対して支給すること。

カ 特定任期付職員の特別給について

(ア) 勤勉手当を支給すること。

(イ) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(ウ) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(エ) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 在宅勤務等手当の新設

(1) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。

(2) 在宅勤務等手当の支給月額、3,000円とすること。

(3) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のAについては令和6年12月1日から、1の(2)のイ、2及び3については令和7年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の特例措置

(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。